

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 1 月 1 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・ 7 野田 清太・ 14 池山 允敏・ 15 宮本 政春
16 中谷 秀也・ 17 西森 偉統・ 18 結城 晋三・ 20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・ 24 岡田 勇樹

以上 1 0 名

欠 席 委 員

出席部会員外委員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀事務局次長・小谷主事補

総 合 支 所 久居：若松主査 一志：田中主事補
白山：東山担当主幹 美杉：磯田担当主幹

議 事 録 署 名 者 6 田口 慶則・ 7 野田 清太

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 時効取得による所有権の移転について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは、第1回第2農地部会を開会いたします。
本日の欠席はございません。出席委員数は10名でございます。
議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
6番 田口 慶則委員、7番 野田 清太委員にお願いしたいと思いますのでよろしくをお願いします。
本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正を1箇所、お願いいたします。
- 19ページの議案第3号、番号21をご覧ください。
この案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。
また、この削除に伴い、22ページの下合計欄について、合計84筆を83筆に、計31,655㎡を31,420㎡に、畑15,874㎡を15,639㎡に修正をお願いします。
- それでは、議案書の1ページから4ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
番号1から14で、件数は14件、合計面積は60,850㎡で、その内訳は田が53,618㎡、畑が7,232㎡でございます。
これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 5ページから8ページをお願いいたします。
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
番号1から10で、件数は10件、合計面積は30,042㎡で、その内訳は田が25,060㎡、畑が4,758㎡、その他が224㎡でございます。
これらにつきましては、相続の届出でございます。
なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 9ページをお願いいたします。
報告第3号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1 権利者 _____、申請地は田で、取得年月日は平成7年3月29日でございます。
- 以上、件数は1件、合計面積は440㎡で、すべて田でございます。
この案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。

10ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 駐車場用地

以上、件数は1件、合計面積は56㎡で、すべて畑でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1 宅地分譲用地

番号2 一般個人住宅用地

以上、件数は2件、合計面積は641㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、12ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 戸木町北興____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 156㎡、受人 ____、面積 23,322㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 木造町コウトノ____、登記地目・現況地目とも畑、面積 390㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、農業廃止のためです。

番号3、地区 久居、申請地 木造町仲野尻____、登記地目・現況地目とも田、面積 856㎡ 外5筆、合計面積 7,676㎡、受人 ____、面積 50,210㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、遠方による営農縮小のためです。

番号4、地区 栗葉、申請地 稲葉町稲初垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 178㎡、受人 ____、面積 6,318㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

13ページをお願いいたします。

番号5、地区 竹原、申請地 美杉町竹原東垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,173㎡、受人 ____、面積 22,007㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 八知、申請地 美杉町八知鶴ヶ野____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 3 2 2 m² 外1筆、合計面積 1, 5 7 8 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、遠方による管理困難のためです。

番号7、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中津____、登記地目・現況地目とも田、面積 4 3 6 m²、受人 ____、面積 0 m²、渡人 ____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は7件、合計面積は1 1, 5 8 7 m²で、その内訳は田が9, 7 6 3 m²、畑が1, 8 2 4 m²でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から3番、お願いします。

田口委員 6番田口です。1月9日に諸戸さん、野田さん、中野さんと推進委員と見てまいりました。
1番について、事務局の説明通りでございます。何ら問題ないかと思います。
2番も推進委員3名と見てまいりました。事務局の説明通りでございます。
3番についても同じで、事務局説明通りでございます。何ら問題ないと思います。

野田委員 7番野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と見てまいりました。事務局の説明通りでございます。隣接する農地を取得するものです。何ら問題は無いものと思われま。

議長 5番から7番、お願いします。

結城委員 18番結城です。1月9日に地元推進委員と事務局とで現地の確認をいたしました。渡人は農業経営が困難になり、受人は農業経営の拡大を図るために農地を譲り受けるということです。

6番は9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認しました。渡人は土地を相続したが、距離もあり、農業を行う予定が無いため親戚に譲りますということです。

7番は、これも9日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。渡人は高齢になり、後継者も無く、近所の方に耕作をしてもら。農機具も貸して農業をしていくということです。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。

	す。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 1 号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 1 号については許可することに決定したいと思います。
議 長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	14 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、でございます。 番号 1、地区 栗葉、申請地 稲葉町稲初垣内____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 244 m ² 外 1 筆、合計面積 311 m ² 、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 昭和 55 年頃に倉庫、平成 12 年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 番号 2、地区 多気、申請地 美杉町下多気中田____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 326 m ² 外 3 筆、合計面積 1,029 m ² 、申請者 ____。 これにつきましては、申請地を山林とするものです。 昭和 40 年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。 農地区分は、第 2 種農地と判断されます。 以上、件数は 2 件、合計面積は 1,340 m ² で、その内訳は田が 1,029 m ² 、畑が 311 m ² でございます。 これらの案件につきましては、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1 番、お願いします。
野田委員	7 番野田です。1 月 9 日、諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員 4 名と事

務局とで見てまいりました。

1 番は議案第 1 号の 4 番で審議いただいた農地に隣接する場所でございます。事務局の説明通りでございます。隣接する農地に息子の住居を建設するということです。始末書も提出されていることからやむを得ないと思われま

議 長 2 番お願いします。

結城委員 1 8 番結城です。9 日に地元推進委員と事務局とで現地を確認いたしました。山奥の土地で、_____のあるところ

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思いま

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第 2 号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号については許可することに決定したいと思いま

議 長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 1 5 ページをお願いいたします。
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）

番号 1、地区 久居、申請地 久居北口町駒ヶ谷_____、登記地目・現況地目とも田、面積 8 5 2 m² 外 1 筆、合計面積 1, 9 2 6 m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区 久居、申請地 久居北口町壺丁田_____、登記地目・現況地目とも田、面積 5 0 9 m² 外 1 筆、合計面積 1, 1 4 7 m²、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4 3 9. 2 m²、パネル設置率は、3 8. 3 %になります。

農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 3、地区 久居、申請地 久居北口町壺丁田_____、登記地目 田、現況

地目 雑種地、面積 729㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、300.2㎡、パネル設置率は、41.2%になります。

令和5年12月1日に太陽光発電施設用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 久居、申請地 久居北口町壱丁田____、登記地目・現況地目とも田、面積 786㎡ 外2筆、合計面積 1,453㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、439.2㎡、パネル設置率は、30.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 久居、申請地 久居明神町西藤谷____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 506㎡ 外5筆、合計面積 1,438㎡ 受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を貸資材置場用地とするものです。

令和5年頃に土砂置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

16ページをお願いいたします。

番号6、地区 久居、申請地 戸木町城山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 608㎡ 外1筆、合計面積 892㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、42.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 久居、申請地 新家町己改____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 182㎡ 外1筆、合計面積 203㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 久居、申請地 木造町北野____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 634㎡ 外1筆、合計面積 1,097㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を駐車場及び資材置場とするものです。

昭和60年頃と平成17年頃に倉庫と資材置場にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、木造町字北野____につきましては第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置付けられますが、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもののため、不許可の例外に該当するものと判断されます。また、木造町字

山名_____につきましては第2種農地と判断されます。

番号9、地区 栗葉、申請地 久居一色町松原_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 26㎡ 外2筆、合計面積 1,046㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を土砂置場とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 栗葉、申請地 久居一色町池下_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,373㎡ 外1筆、合計面積 1,653㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、30.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

17ページをお願いいたします。

番号11、地区 栗葉、申請地 久居一色町西小池_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,100㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、34.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗葉、申請地 中村町神津前_____、登記地目・現況地目とも畑、面積 62㎡ 外6筆、合計面積 1,355㎡、受人 _____、渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、422.3㎡、パネル設置率は、31.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 栗葉、申請地 中村町神津前_____、登記地目 畑、現況地目 雑種地、面積 89㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を防火水槽用地とするものです。
平成10年10月1日に防火水槽用地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 大井、申請地 一志町井関片山_____、登記地目・現況地目とも田、面積 304㎡ 外2筆、合計面積 741㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、51.6%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

18ページをお願いいたします。

番号15、地区 大井、申請地 一志町井関片山_____、登記地目・現況地目

とも田、面積 669㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、57.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 大井、申請地 一志町井関谷戸畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 406㎡ 外1筆、合計面積 1,426㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、510.4㎡、パネル設置率は、35.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 大井、申請地 一志町井関谷戸畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 261㎡ 外1筆、合計面積 614㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、255.2㎡、パネル設置率は、41.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 大井、申請地 一志町井関谷戸畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 119㎡ 外3筆、合計面積 889㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、43%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬遠河____、登記地目・現況地目とも田、面積 301㎡ 外2筆、合計面積 977㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、355.8㎡、パネル設置率は、36.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

19ページをお願いいたします。

番号20、地区 波瀬、申請地 一志町波瀬川原出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡ 外1筆、合計面積 912㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、41.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 高岡、申請地 一志町其倉谷出____、登記地目・現況地目とも畑、面積 105㎡ 外3筆、合計面積 1,058㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、339.6㎡、パネル設置率は、32.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 川口、申請地 白山町川口大角前____、登記地目・現況地目とも畑、面積 128㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 川口、申請地 白山町川口小野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 704㎡ 外1筆、合計面積 826㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、279.8㎡、パネル設置率は、33.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号25、地区 大三、申請地 白山町二本木石名谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,157㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、287.1㎡、パネル設置率は、24.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26、地区 大三、申請地 白山町二本木石名谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,137㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、287.1㎡、パネル設置率は、25.2%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号27、地区 大三、申請地 白山町二本木野田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 813㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、47%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号28、地区 大三、申請地 白山町二本木岩井戸____、登記地目・現況地目とも畑、面積 201㎡ 外5筆、合計面積 1,164㎡、受人 ____、渡人 ____ 外3名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、382.8㎡、パネル設置率は、32.8%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号29、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野北垣内____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 69㎡、受人 ____、渡人 ____。
これにつきましては、申請地を山林とするものです。
昭和25年頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しよ

うとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

番号30、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野殿垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 959㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.9㎡、パネル設置率は、38.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号31、地区 倭、申請地 白山町垣内西花山____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 99㎡ 外1筆、合計面積 247㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和60年1月頃に植林した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号32、地区 倭、申請地 白山町垣内東上山____、登記地目・現況地目とも畑、面積 62㎡ 外2筆、合計面積 213㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号33、地区 八知、申請地 美杉町八知湯舟____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 13㎡ 外1筆、合計面積 278㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和14年頃に山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号34、地区 八知、申請地 美杉町八知柳笠____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 268㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を倉庫用地とするものです。

昭和55年頃に倉庫にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号35、地区 伊勢地、申請地 美杉町石名原竹川原____、登記地目 田、現況地目 宅地、面積 241㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和33年頃に宅地にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。

番号36、地区 八幡、申請地 美杉町奥津羽根田____、登記地目・現況地目とも田、面積 243㎡ 外4筆、合計面積 2,506㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を農業用施設用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は35件、合計面積は31,420㎡、その内訳は田が15,781㎡、畑が15,639㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。
1番から8番、お願いします。

田口委員 6番田口です。9日に現地を見に行きました。
1番は推進委員3名と諸戸さんと、野田さん、中野さんと事務局で確認しました。
何も問題ないと思います。
2、3、4番は同じ場所で、これも9日に現地を見ました。推進委員4名です。
これも事務局説明通りでございます。
5番について、9日に見てまいりました。諸戸部会長と、中野さんと、私と推進委員が3名。これも何ら問題ないと思います。
6番は推進委員が4名、これも事務局説明通り何ら問題ないと思います。
7番、これも同じく問題ないと思います。
8番、これは推進委員3名で見てまいりました。同じく問題ないと思います。

議長 9番から13番、お願いします。

野田委員 7番野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元推進委員4名と久居事務局で見てまいりました。
9番は____から300メートルぐらいのところの農地です。隣が休耕地になっておりまして土砂置き場になるのはやむを得ないかなあとと思います。
10番と11番は同一案件です。これも____北西1キロメートルに位置する農地でございます。畑は休耕畑になっておりまして、排水等支障が無いものと思われます。
12番、13番も隣接した関係ですので、一括して説明させていただきます。場所は____から400メートル西の農地でございます。12番は先月審議いただいた太陽光発電施設に隣接する農地でございます。すでに隣接する太陽光発電の工事が始まっており、何ら支障がないものと思われます。
13番はすでに地元の防火水槽が設置されております。始末書も提出され、防火水槽という公共性の高い設備であり、自治会が譲り受けることになっておりまして問題は無いものと思われます。

議 長 14番から20番、おねがいします。

宮本委員 15番宮本です。9日に池山委員と事務局と、地元推進委員と現地確認いたしました。_____地区のちょっと荒れた水田です。内容は事務局の説明通りです。問題ないと思います。

16番、17番、18番と同じ場所です。池山委員と地元推進委員と事務局で確認をしまいいりました。太陽光発電ということで、事務局の説明通りでございます。

19番は波瀬ですが、これも池山委員と地元推進委員、事務局と確認してまいりました。これも太陽光発電です。

20番は_____の隣です。池山委員と地元推進委員と事務局で確認いたしました。これも太陽光で、内容は事務局の説明通りです。何も問題ないと思います。

議 長 22番お願いします。

池山委員 14番池山です。9日に現地確認をしております。宮本委員と、地元推進委員と事務局。場所は_____が合流している地点。ほとんど畑ですが、半分以上太陽光で埋まってきました。まだまだ耕作されていないところが増えておりますので、これから先も合流地点一帯は太陽光になっていくのでは無かろうかと思います。そのあたりで、農地に復元することは考えん方が良いなあと思います。

議 長 23番から32番まで、お願いします。

中谷委員 16番中谷です。1月9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山の事務局とで確認してまいりました。

23番は_____の西側約200メートルのところで、渡人は遠方に住んでおり、畑の管理が困難ということです。受人は畑の直ぐ隣りに自宅があり駐車場にということで、何ら問題は無いと思います。

24番は_____の南側、約200メートルのところですが、在所内のまとまった畑というところですが、自分では管理できないということで太陽光ということでした。問題は無いかと思います。

25番、26番、27番、28番は、西森、中谷両委員、地元推進委員と白山の事務局で確認してまいりました。

25番、26番は_____の東側で、25番は南側、26番はその北側の田んぼ。こんな所に田があったのかというところでした。隣地も太陽光に決まっておりますので、問題ないかと思います。

27番ですけど、_____から南へ約800メートルのところですが、この辺りも太陽光が広い面積でできており、その南側にできるということで、問題はないかと思ひます。

28番は_____から北東に500メートルほど、_____の北側の右手。橋わたってすぐ右手になるのですが、自分らの子供のころはずっと林だったので、畑に変わっておりますので、何ら問題ないかと思ひます。

29番と30番は西森、中谷両委員と、地元推進委員と白山の事務局で確認しました。

29番ですが、_____の西へ500メートル。在所中の山側に位置するところ

で、山間の小さな畑で自然に木が生えてきてもおかしくない場所で植林をされたということです。問題はないかと思います。

30番ですが、_____がありまして、東へ500メートルほどのところ。幹線道路からは外れますが、田んぼとしては日当たりのよい良いところだなと思いました。渡人は遠い所に住んでいて、農業やれないということで、問題ないかと思います。

31番、32番です。西森、中谷両委員と地元推進委員と、白山の事務局でみてまいりました。

31番ですけど、_____の入り口から西のほうへおよそ1キロメートル行ったところ。_____で、今は山林化したところになっています。

32番ですが、その31番のところから東へ約200メートル行ったところです。両方とも渡人が遠いところに住まれ、帰るのもままならないということで、自治会の方で管理をするということですので、問題は無いかと思います。

議長 ありがとうございます。
33番から、お願いします。

結城委員 18番結城です。33番から終わりまで。
33番は、9日に地元推進委員と事務局と現地を確認いたしました。農地として使用もしていない。現状も山林。放っておいたらいかんということで、始末書と写真を付けています。
34番を説明します。昭和55年頃から林業の関係の話し合いで土地を利用する約束をした。農業をするために倉庫を建てて現在に至っておる。長年利用してきて、今後、農地として利用の予定が無いのでよろしくということです。
35番は、9日に地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。昭和33年頃に家を建てて、売買はしたが登記はしていなかった。始末書と写真が添付されておるということで、よろしくお願いします。
36番について、9日に地元推進委員と事務局で本人さん立ち会いの下で現地確認をいたしました。菌床シイタケの栽培をしたいということで問題ないということですのでよろしくお願いします。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

議長 次に別冊でお配りしました議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改

正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について＜別冊＞を議題といたします。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第４号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の１ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で９２，７８７㎡、畑の賃貸借、使用貸借で１５，９４２㎡、契約件数は４８件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１１７，９３６㎡、畑の使用貸借で２７０㎡、契約件数は４５件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借で１，９３６㎡、契約件数は１件でございます。

美杉地区につきましては、田の使用貸借で６２４㎡、畑の使用貸借で２９７㎡、契約件数は２件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて２１３，２８３㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借を合わせて１６，５０９㎡、合計契約件数は９６件、合計面積は２２９，７９２㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区２３件、一志地区４３件、白山地区０件、美杉地区１件で、合計６７件、合計面積は１８３，０７４㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で６９．７％、面積で７９．６％となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

人・農地プランの作成が要件となっている新規の中間管理事業は１２件でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、２ページからの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制限に該当します案件がございますのでご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第３１条の議事参与の制

限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

_____委員 7-2、7-3-1、7-3-2、7-4、7-5-1、7-5-2、7-6-1、7-6-2、7-7、7-8、7-9-1、7-9-2、7-14、7-15

整理番号7-2 ほかに13件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

この14件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました14件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 _____委員入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

議 長 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会します。

午後3時6分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和6年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____